

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
株式会社 小玉	北海道苫小牧市栄町2丁目2番10号

2 指名停止期間

物品・役務の調達

平成25年 6月14日 ~ 平成25年 7月25日 (6週間)

建設工事

平成25年 6月14日 ~ 平成25年 7月25日 (6週間)

林産物の売払

平成25年 6月14日 ~ 平成25年 7月25日 (6週間)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

胆振東部森林管理署と契約した立木販売契約（胆振東部森林管理署226に、285は、288にほへ林小班 平成22年7月22日付け締結）の実施において、監督職員から事業着手前に現場代理人等に対し、区域や伐倒対象木に係る留意事項を事前周知されていたにも係わらず、十分な現地確認等を怠り隣接する契約対象区域外の立木12本（エゾマツ外1種 15.81m³）を契約対象区域と錯誤して伐採するという法令違反及び契約違反となる行為が発生したところである。

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

また、当該業者は、建設工事の資格を有しており、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

なお、林産物の売払の資格についても有しており、「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4 労働災害が発生した場合等(2)に該当するため。

参 考

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について（抜粋）

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	期 間
措 置 要 件	
(不正又は不誠実な行為)	
12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（抜粋）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	期 間
措 置 要 件	
(不正又は不誠実な行為)	
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

**国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の
具体的推進について(抜粋)**

4 労働災害が発生した場合等の措置

(2) 立木販売における事故等の措置

立木販売の契約者において、契約違反、事故、不正行為等（労働安全衛生に関する者を除く。）があった場合、森林管理局長はその状況に応じて、「措置要領」を参考にして契約等の一定期間の停止等の措置を講ずるものとする。

【問い合わせ先】

北海道森林管理局 経理課

直通：011-622-5214

担当者：主計係（内線307）